



保険給付と損益相殺との関係

渡辺 健寿 (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所
弁護士



質問

先日、損害賠償請求訴訟の報道で労災保険の損益相殺という用語が使われていましたが、損益相殺とはどのようなものでしょうか。

1 損益相殺とは

債務不履行や不法行為によって損害を受けた者が、損害を受けたのと同じ原因により利益をも受けた場合に、その利益を損害から控除して損害賠償額を定めることを損益相殺といいます。

このような損害賠償額の控除を行うことにつき明文の根拠はありませんが、公平の理念から当然のこととして認められています。たとえば、生命侵害があった場合、被害者は得るはずであった収入を失うという損害を受ける一方、将来の自身の生活費の支出を免れるので、損害賠償額から被害者の生活費相当額を控除するということとなります。

2 生命保険と損益相殺の関係

生命保険契約の被保険者が不法行為によって死亡した場合、被保険者の相続人が加害者に対する損害賠償請求権を取得しますが、当該相続人が生命保険契約上、保険金の受取人とされていたときは、当該相続人は被相続人の死亡によって保険金

を受領し利益を受けることになるので、不法行為による損害と保険金との損益相殺をすべきか問題となります。

この点について、最高裁昭和39年9月25日判決は、「保険契約に基づいて給付される保険金は、既に払い込んだ保険料の対価たる性質を有し、もともと不法行為の原因と関係なく支払われるべきものであるから、たまたま本件事故のように不法行為により被保険者が死亡したためにその相続人たる被上告人兩名に保険金の給付がされたとしても、これを不法行為による損害賠償額から控除すべきいわれはない」と判示し、損益相殺により損害賠償額から受領した保険金額を控除することを否定しました。

3 労災保険と損益相殺の関係

労災保険とは、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます）に基づき、業務災害及び通勤災害にあった労働者またはその遺族に対し国が保険給付を行う制度です。

業務中（通勤中）の交通事故によって労働者が傷害を負ったり死亡した場合には、不法行為によって損害を被ると同時に労災保険に基づく保険給付を受け利益を受けることになるので、損益相殺をすべきか問題となります。

判例上、労災保険法に基づく保険給付は、労災保険法12条の4が適用され国が保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で被害者が加害者に対して有する損害賠償請求権を代位取得することとされているものについては損益相殺的処理を行うものとされています。

他方、上記の労災保険法の規定の適用がない休業特別支給金、障害特別支給金等の特別支給金については損益相殺による損害額の控除は認められません（最高裁平成8年2月23日判決）。

4 遅延損害金の取扱い

労災保険等公的年金給付が行われた場合の損益相殺的処理にあたっては、損害賠償の対象となる損害のうち、当該給付による填補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有するものについて損益相殺をするものと考えられています。

最高裁平成27年3月4日判決はこの点に関するものです。

この事件では、死亡したAの相続人が、Aが死亡したのは長時間の時間外労働等によって精神障害を発症したことに原因があると主張して、Aを雇用していた会社に対し損害賠償を求めていました。

裁判では、遺族が労災保険法に基づく遺族補償年金の支給を受け、または支給を受けることが確定していたことから、損害額の算定にあたり損益相殺する際に、賠償額の元本と遅延損害金のいずれから控除するかについて第一審、第二審とで判断が分かれていました。

最高裁は、「遺族補償年金は、これによる填補の対象となる損害と同性質であり、かつ、相互補完性を有する関係にあるAの死亡による逸失利益の元本との間で損益相殺的な調整をすべきであり、

同元本に対する遅延損害金を遺族補償年金による填補の対象とするのは相当ではない。」と判示しました。

遺族補償年金は、労働者の死亡により遺族が労働者から扶養される利益が失われるのを填補することを目的とするものであるのに対し、遅延損害金は、債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であり、遺族補償年金の目的とは異なるものであると解されるからです。

5 未給付の年金による損益相殺

被害者又はその遺族が被害者の負傷又は死亡を原因として労災保険や厚生年金保険等により年金の受給権を取得した場合に、被害者やその遺族は、将来給付される部分については現実に給付を受けているわけではありません。この場合に、将来給付される部分についても損益相殺すべきかについて問題となります。

この点について最高裁昭和52年5月27日判決は、「政府が保険給付又は災害補償をしたことによって、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権が国に移転し、受給権者がこれを失うのは、政府が現実に保険金を給付して損害を填補したときに限られ、いまだ現実にその給付がない以上、たとえ将来にわたり継続して給付されることが確定していても、受給権者は第三者に対し損害賠償請求をするにあたり、このような将来の給付額を損害額から控除することを要しない」として、現実に給付を受けた額に限り損益相殺の対象となり、将来受給すべき年金額は損益相殺の対象とならないとする判断を示しました。

その後、最高裁平成5年3月24日判決は、遺族が将来受給すべき年金額のうち具体的な支給金額が確定し、支払い手続きがとられることが確定した金額については、現実に履行された場合と同視しうる程度に債権の存続が確実であることを理由として損害額から控除することを認めました。この判決は地方公務員等共済組合法に関するものですが、労災保険法に基づく障害年金等についても、同様の枠組みで判断がされています。